貸与料金の算定根拠明細書

鎌ケ谷市長様

リース事業者 住 所 名 称 代表者職・氏名 電 話 番 号

リース先 住 所 氏 名 電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守 することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ケ谷市補	国の補助金	合計(c)	補助金なし	補助金あり	差額(f)
		助金(a)	(b)	((a)+(b))	の場合(d)	の場合(e)	((d)-(e))

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・鎌ケ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約 とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。